

議案第 74 号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 16 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を
加える。

第 18 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 18 条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 13 条第 6 項にお
いて準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置
者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた
めの措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定
する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、
及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、
児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配
性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）
に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をい
う。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１８条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

主務省令の改正に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を設け、配置するよう努めなければならない職員の種別に主務養護教諭を加える必要がある。